

第8回「ちば講座アワード」実施要項

1 目的

県内の社会教育施設や大学、団体などが行っている「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において、社会変化に対応した学習や心豊かで潤いのある生活を送るための学習等ができる講座や事業（以下、「生涯学習講座・事業」という）」や事業の中から、「特色ある地道な取組」や「他のモデルとなる優れた取組」に焦点を当て、その一粒の輝きを表彰し、県内に広く周知することで、一層の輝き、さらに広がっていくことを目指す。

また、優れた取組の紹介による自己の講座・事業の見直しや、活動事例の蓄積をすることにより、県内の生涯学習講座や事業のデータベース化を図る。

2 主催

さわやかちば県民プラザ（以下、主催者という）

3 用語の定義

(1) 応募団体

所定の応募書類を提出し、本事業に応募した団体をいう。

(2) 自団体

応募団体が属する自身の団体をいう。

(3) 参加対象団体

応募はしていないが、本事業の参加の資格を有する団体をいう。

4 参加対象

県内で活動する生涯学習講座・事業を実施している機関及び団体等

- (1) 行政機関（国・県、市町村等各課）
- (2) 社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）
- (3) 生涯学習関連機関、教育機関 等

5 日程及び内容

時期	内容
10月1日	応募締切
10月～11月	互選投票及び一般投票
11月～12月	賞審査
1月上旬	結果通知
1月29日（金）	表彰式 会場：さわやかちば県民プラザ（柏市柏の葉4-3-1）
2月～3月	受賞講座・事業紹介リーフレットの作成、配布

6 参加条件

参加条件は以下のとおりとする。

- (1) 1団体につき1つの講座や事業とする。

- (2) 講座や事業が、令和6年4月から令和8年9月の間に1度でも実施しているものとする。
- (3) 自薦による参加のほか、他薦による参加も可とする。
- (4) 過去に応募している講座・事業で参加する場合は、変更点を必ず明記する。

7 部 門

以下の部門に分ける。

- (1) 行政機関、社会教育施設等
- (2) 高等教育機関 等

8 応募書類

応募する団体は、以下の様式を令和8年10月1日（木）までに提出すること。

- (1) 実施概要（様式）
- (2) 事例調書（任意様式）
 - 以下のアからエの内容を入れること。
 - ア 講座の狙い
 - イ 講座の様子
 - ウ 参加者の声
 - エ 成果と課題

9 入選審査

次の(1)～(3)の審査方法により、入選審査を行う。

(1) 互選投票

応募団体は、応募講座において「特色のある取組又は他のモデルとなる取組であるか」の観点から、オンラインで応募団体による投票を行う。ただし、応募団体は自団体への投票はできない。

また、主催者がグループ分けを行い、応募団体は指定されたグループ内で、オンラインによる講評も行う。

(2) 一般投票

第6条に定める参加対象であり、1団体につき1回のみ投票ができる。応募団体は自団体による投票及び応募団体が所属する自治体への投票はできない。

オンラインで参加対象団体による投票を行う。

(3) 入選選考数

10以内とする。

10 賞審査

入選講座の中から、第12条で定める審査員が、次条で定める審査基準に基づく点数評価を基本として総合的に評価し、表彰事例を選考する。審査はメール等を活用し各々に行う。

11 審査基準

審査基準は下表のとおりとする。

番号	内容
①	課題解決に向け、講座の構成が工夫されているか
②	地域の物的・人的資源を生かした内容になっているか
③	物的・人的観点からみて、継続的に行える企画であるか（ボランティアの活用など）
④	企画意図の伝わるネーミングであるか
⑤	受講者に新たな価値を提供できているか
⑥	学びや繋がりを活性化する企画であるか
⑦	他の地域や団体でも適用可能であるか
⑧	様々な年代に応用可能であるか
⑨	学びや繋がりを活性化する規格であるか
⑩	次に向け、成果と課題がよく分析されているか

12 審査員

賞審査を行う、審査員は以下のとおりとする。

- 株式会社千葉日報社代表取締役社長
- 千葉県私立大学短期大学協会長
- 千葉県社会教育委員連絡協議会長
- 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長
- さわやかちば県民プラザ所長

13 表彰

次の賞を設ける。

- (1) 大賞
 - (2) 審査員特別賞
 - ア 千葉日報社長賞
 - イ 千葉県私立大学短期大学協会長賞
 - ウ 千葉県社会教育委員連絡協議会長賞
 - エ さわやかちば県民プラザ所長賞
- ※ 7 部門（2）高等教育機関 等から選考
- (3) 入選

14 広報

表彰事例について、千葉県ホームページ等の県が有する各種広報媒体や、県が作成するリーフレット等への掲載を行うことにより、広く県民に周知するものとする。

【担当】

さわやかちば県民プラザ 事業振興課 青柳
電 話 04-7140-8611 (直通)
FAX 04-7140-8601
E-mail plaza_jigyoun@mz.pref.chiba.lg.jp